

2007年12月7日

文部科学省初等中等教育局
教育課程課教育課程企画室様

氏名：くすりの適正使用協議会（理事長 海老原 格）
住所：東京都中央区日本橋小伝馬町4-2 第23中央ビル5F
電話番号：03-3663-8891
意見：下記

「審議のまとめへの意見」

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会が、誠心誠意をもって精力的に取りまとめられました、本年11月公表の「教育課程におけるこれまでの審議のまとめ」に対して、先ず以て敬意を表します。私共協議会の活動にとりまして大きな力になるものと感謝申し上げます。

私共協議会は、生命・健康の維持増進に果す医薬品の役割が大きいことを考え、医療の受け手と担い手の両者に対し、その適正使用の理解と推進の活動を展開しております。

取分け医療の受け手、それも児童への「くすり教育」に重点を置いております。ただし、私共協議会がそれを実践するのではなく、「くすり教育」を行う人の育成と用いられる教材の開発を主にしております。

こうした背景を踏まえて、「教育課程におけるこれまでの審議のまとめ」の「8.各教科・科目等の内容（2）小学校、中学校及び高等学校 ⑩体育、保健体育（ii）改善の具体的事項」に関し、以下のように意見を申し述べます。

1. 先ず、中学校及び高等学校の保健体育の部（才）における「医薬品に関する内容について取り上げる」及び「医薬品に関する内容について改善する」の記述に対し大いに賛同するものであります。是非ともそのまま学習指導要領の改訂を図っていただきますよう切望いたします。
2. 次に、小学校の体育の部に「医薬品に関する基礎知識を取り上げる」旨の記述を追加していただきますようお願い申します。

その所以は、「(i) 改善の基本方針の保健」の項で、小・中・高等学校を通じて系統性のある指導ができるように、子どもたちの発達の段階を踏まえて保健の内容の体系化を図る」と記述されているからです。

また、現実に持病を抱えていることで、またマスコミを通じての知識をもとに用に臨んで（例えば頭が痛い時）医薬品を用いている児童が少なからず存在していることを考えますと、早い時期から医薬品に関する基本的な学習が必要と思うからです。これに関しては、「薬物乱用防止教育」に繋がるものと考えます。

以上ですが、宜しくご勘案の上ご配慮たまわりますようお願い申し上げます。